

お客さまに関する利益相反管理方針

株式会社厚和エイジエンシー（以下、「当社」）は、利益相反のおそれのある取引等について、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を遂行します。

1. 利益相反とは

利益相反とは、当社とお客さまの間、および当社のお客さま相互間において、利害の対立や競合等により、お客さまの利益が不当に害される状況をいいます。

2. 管理対象取引の特定方法

(1) 利益相反管理の対象となる取引等

上記1.に該当する、または該当する可能性のある取引等（以下、「利益相反取引等」）を管理対象取引として利益相反管理の対象とします。

(2) 利益相反取引等が生じる可能性のある業務

当社において利益相反取引等が生じる可能性がある業務は以下の通りです。

- ①保険代理店業務
- ②不動産業務（不動産賃貸業務を含む）
- ③その他、当社の行う業務のうち利益相反に関わる可能性がある業務

(3) 管理対象取引としての指定

以下の類型によってお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象取引に指定します。

- ①お客さまと当社または当社の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
- ②お客さまより入手した非公開情報を利用して当社または当社の他のお客さまが利益を得る取引・行為

3. 管理対象取引の管理

以下の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう管理対象取引を管理します。

- ①管理対象取引もしくは関連取引の中止あるいは取引の内容・条件・方法等の変更
- ②管理対象取引と関連取引に関する部署・担当者の分離による情報遮断
- ③管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容等の開示および同意取得
- ④利益相反関連情報を共有する部署・社員の監視

4. 利益相反管理の体制

適切な管理のため、代表取締役を管理責任者とし、以下の体制を整備します。

- ①管理に必要な情報の集約
- ②利益相反取引の特定、および3.に記載の管理の実施
- ③役員・社員等に対する教育・研修等
- ④管理態勢の定期的な検証・改善

以上